今帰仁村不育治療費助成制度

子どもが欲しいと望みながら、不育に悩み治療を行う夫婦に対して、治療等にかかる費用の一部助成を行っています。

対象

対象となる治療

保険給付が適用されない不育治療に関する治療費・検査料

対象者

- 1. 婚姻届を出している夫婦
- 2. 申請日において、夫または妻のいずれか又は両方が今帰仁村に 1 年以上住所を有すること
- 3. 助成金の交付申請の日において、対象者及び世帯員に村税等の滞納が無いこと
- 4. 産科・婦人科・産婦人科・泌尿器科・皮膚泌尿器科を標榜する医療機関で不育検査 ・治療を受けていること
- 5. 医療保険(国民健康保険、社会保険など)に加入していること

助成内容

対象となる治療の自己負担額の2分の1の額で、1治療あたり上限額を15万円とします (※他市町村で受けた助成額も含まれます)

助成回数

年度を問わず、1対象者に対し治療6回までが助成の対象となります。 (※本村に転入した場合は、転入日以降が助成の対象となります)

申請期限

当該治療にかかる医療費の支払いが終了した日から 1 年以内

申請方法

申請は、1治療ごとに必要です。※期限を過ぎると申請できません、なるべくお早めに 申請してください。

申請に必要な書類

- 1. 今帰仁村不育治療費助成事業申請書(様式第1号)
- 2. 不育治療費助成事業受診証明書(様式第2号)
- 3. 領収書
- 4. 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類(戸籍・住民票など)
- 5. 夫及び妻の住所地を証明する書類(住民票・免許証など)
- 6. 夫婦の健康保険証の写し
- ※必要な書類4と5については、本村で証明できる場合は省略する事ができます。

問い合わせ先 今帰仁村保健センター (TEL 0980-56-1234)